

平成29年7月7日
環 境 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」
に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」（以下「本業務」という。）について、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 落札者及び契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名
東京都世田谷区太子堂四丁目7-4
株式会社ピーシーサポートサービス
代表取締役 稲永 豊
2. 契約金額（落札金額）：47,520,000円（消費税込み）
※業務請負期間（平成29年7月7日～平成34年3月31日）の額
3. 落札者の総合評価点：148.13点
総合評価点数（300点満点）＝技術点（200点満点）＋価格点（100点満点）
4. 落札者の決定の経緯及び理由
「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査における民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2者）から提出された提案書について、提案書審査委員会により審査した結果、技術点は評価基準を満たしていた。平成29年6月9日に開札したところ、2者のうち1者について予定価格の制限の範囲内の価格が提示され、価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。
5. 落札者における本業務の実施体制及び実施方法の概要
本業務の実施に当たっては、業務責任者1名、業務担当者7名程度を配置する。
落札者は、本業務を『水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査における民間競争入札実施要項』に基づき実施する。

6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質及び水準に関する事項

(1) 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の概要等

① 水質汚濁物質排出量総合調査（平成 29 年度、平成 31 年度及び平成 33 年度）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下同じ。）の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を的確に把握し、排水基準の設定及び見直しに役立てるための統計資料とすることを目的とする。

（参考）水質汚濁物質排出量総合調査結果

<http://www.env.go.jp/water/impure/>

ア 調査客体

調査客体は、水質汚濁防止法の定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）のうち、以下に該当する工場・事業場を調査の対象とする。

- ・ 1 日当たりの平均的な排水量が 50m³ 以上である工場又は事業場
- ・ 有害物質使用特定事業場（下水道に全量排水する工場又は事業場は、排水に関する測定が実施されていないため除く。）

イ 調査方法

調査は、調査客体に水質汚濁物質排出量総合調査票を送付し、回答を得る方法で実施する。回答は信書便及び政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）によるオンライン回答とする。

ウ 調査客体数

約 34,000 事業場

エ 調査時期

調査の基準日 3 月 31 日

調査期間 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

調査票の提出期限 10 月 31 日

オ 調査事項

- ・ 調査客体の基本情報（工場・事業場名、従業員数、産業分類等）
- ・ 用水量及び総排水量の実績
- ・ 水質汚濁防止法で定める排水規制項目に係る排水濃度

② 水質汚濁防止法等の施行状況調査（平成 29 年度から平成 33 年度までの毎年度）

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下同じ。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下同じ。）に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的とする。

（参考）水質汚濁防止法等の施行状況調査

http://www.env.go.jp/water/impure/law_chosa.html

ア 調査客体

- ・都道府県
- ・水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 10 条に掲げる市（以下「水濁法政令市」という。）
- ・海上保安庁

イ 調査の方法

調査は、都道府県及び水濁法政令市（以下「自治体」という。）並びに海上保安庁へ水質汚濁防止法等の施行状況調査票を電子メールにて送信し、電子メールにて回答を得る方法で実施する。

ウ 調査客体数（平成 28 年 10 月現在）

- ・都道府県 47
- ・水濁法政令市 111
- ・海上保安庁 1

※水濁法政令市については、市町村合併等により増減する場合がある。

エ 調査時期

調査の基準日 : 3 月 31 日

調査票の提出期限 : 5 月 31 日

オ 調査事項

- ・特定事業場数等
- ・自治体及び海上保安庁における水質汚濁防止法の各規定の運用実績

(2) 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る請負業務の内容

① 水質汚濁物質排出量総合調査

調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、解析、報告書作成に係る業務を行うものとする。

ア 業務期間

- ・平成 29 年度調査 : 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日
- ・平成 31 年度調査 : 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
- ・平成 33 年度調査 : 平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

イ 環境省からの貸与物件

本調査において以下の物件について環境省から貸与する。物件貸与は契約締結後に適宜行うこととし、業務完了後に速やかに環境省に返却すること。

- ・水質汚濁物質排出量総合調査オンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）
- ・ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）

この実施要領に基づき請負業務を実施する事業者（以下「民間事業者」という。）が「政府統計共同利用システムオンライン調査システム」にアクセスす

る際に必要なワнтаイムパスワードを得るために用いるキーホルダー大のパスワード表示端末

- ・各調査年度の調査票（共同利用システム用及び郵送用原稿）
- ・調査関係用品印刷原稿（記入要領等）
- ・オンライン調査システム操作マニュアル、共同利用システム操作マニュアル及び電子調査票マニュアル
- ・報告書及び概要版報告書電子ファイル

ウ 業務内容

民間事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）のうち本調査に係る業務は以下（ア）～（キ）のとおりである。なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。また、以下（ア）～（キ）の業務の一部については、業務の専門性を考慮し、再委任を妨げないこととする。

- （ア） 事業場名簿の更新
- （イ） 共同利用システムの設定
- （ウ） 調査関係用品の印刷
- （エ） 調査関係用品の送付
- （オ） 調査票の受付・回収、内容審査・疑義照会、問合せ・苦情対応
- （カ） 回答の督促、内容審査・疑義照会、データ入力、事業場名簿作成
- （キ） 集計、解析、報告書・調査結果一覧の作成

（ア） 事業場名簿の更新（4～8月）（平成 29 年度においては契約締結日からとする。）

- a. 環境省が貸与するオンライン調査システム（直近の調査実施年度の事業場名簿が登録されている。）に登録された事業場名簿の更新を行う。具体的には自治体が把握している、新たに調査対象となる新設事業場、施設の廃止や公共下水道への接続により調査対象外となる事業場の情報について、環境省担当官の指示の下、更新作業を行う。

また、前回調査において判明した住所及び名称等の変更についても、情報を確認し、修正を行う。併せて、更新に当たっては、同一の事業場が重複して登録されていないか確認を行う。なお、事業場名簿に関して自治体に内容の確認を行う必要が生じた場合は環境省担当官を通じて行う。

- b. 更新を行ったオンライン調査システム内の事業場名簿から、総務省の事業場母集団データベースに登録する調査対象者名簿（CSV ファイル）を作成するとともに、属性データ（CSV ファイル）を作成し、環境省担当官に送付する。

（イ） 共同利用システムの設定（4～8月）（平成 29 年度においては契約締結日からとする。）

- a. 各種操作マニュアルを参照し、共同利用システムを利用したオンライン調

査が実施できるように共同利用システムの設定を行う。なお、調査年度ごとに共同システムを再設定する必要がある。また、共同利用システムとオンライン調査システムが連動するよう確認を行う。

- b. 共同利用システムで使用する電子調査票については、環境省担当官の指示のもと Adobe LiveCycle Designer 及び Adobe Acrobat を用いて修正を行うこと。修正するための Adobe LiveCycle Designer 及び Adobe Acrobat は民間事業者で準備すること。なお、共同利用システムで使用する電子調査票を修正する際に使用する Adobe LiveCycle Designer のバージョンは限定されているので、必要に応じて環境省担当官に問い合わせること。

(ウ) 調査関係用品の印刷（4～9月）（平成29年度においては契約締結日からとする。）

- a. 調査票及び調査関係用品は、環境省が貸与する印刷原稿を基に印刷すること。調査票にはオンライン調査システムに保存されている前回の回答データから出力された CSV ファイルによりプレプリント情報を印刷すること。
- b. 郵送ラベルはオンライン調査システムに保存されている事業場名簿から出力された CSV ファイルにより、事業場宛名の郵送ラベルを作成し印刷する。

(エ) 調査関係用品の送付（9月）

- a. 環境省において準備する送付用封筒に調査関係用品を封入し、調査客体に送付する。調査票等は、郵便法（昭和22年法律第165号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく「信書」に該当するため、上記送付は信書便によるものとする。
- b. 各調査客体に対する調査協力依頼について、回収率及び記入精度を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

(オ) 調査票の受付・回収、内容審査・疑義照会、問合せ・苦情対応（10月）

- a. 郵送により、調査客体から返送されてきた調査票を受け付け、整理すること。
- b. 共同利用システムによる調査客体からの回答については、共同利用システムからダウンロードを行い、オンライン調査システムにインポートすること。
- c. 回収した調査票については、記載内容を確認し、必要に応じて疑義照会を行うこと。
- d. 調査客体からの問合せ、苦情等の対応については、事業開始までにあらかじめ環境省と協議のうえ対応を行うこと。

特に調査開始直後及び終了間際については、例年問合せが集中するため、これに対応できるような体制（回線数及び人員等）を確保すること。また、対応できない質問等については、速やかに環境省担当官と対応を協議すること。なお、調査に対する意見についても対応状況と併せてとりまとめること。なお、平成27年度調査時の電話・FAXによる問合せは2,629件であった。

- e. 照会対応業務の一環として、質問について電子メールでもやりとりができる体制を確保するとともに、本調査のホームページ（民間事業者の既設ホーム

ページの利用も可) を開設し、インターネット上で記入要領及び主な質問に対する回答を公開する。この業務については、照会対応を効果的に実施する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

- f. 調査客体に送付した郵便が、宛先不明として郵便局から返送された調査客体については、整理し記録したうえで、次回調査に反映させること。

(カ) 回答の督促、内容審査・疑義照会、データ入力、事業場名簿作成 (11 月～3 月)

- a. 回答のない調査客体に対しては督促を行う (なお、結果精度を維持する観点から、督促が必要な調査客体を指定することがある。そのため、民間事業者においては、産業分類別及び代表特定施設番号別の回答数 (率) を環境省担当官に逐次報告すること。)。督促の方法、頻度、時期等については、回収率を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

- b. 調査客体からの回答について、審査を行う。審査の結果、内容に疑義が生じた場合は、各調査客体に対して照会を行い、訂正があれば修正を行う。特に、例年、過年度調査結果と数値が大きく乖離している場合、現実的な測定回数になっていない場合が見受けられるため、確認の上、必要に応じて疑義照会を行うこと。

- c. 郵送による調査客体からの回答は、オンライン調査システムにデータ入力を行うこと。オンライン調査システムに郵送及び共同利用システムからの回答が全て入力作業完了した後に回答データをエクスポートし、共同利用システムに登録を行うこと。なお、入力したデータは、誤りがないように厳重な確認を行うこと。確認方法については、適宜環境省担当官と調整を行うこと。

- d. オンライン調査システムからエクスポートしたデータを用いて、総務省に提出する事業場母集団データベースに登録する結果名簿 (CSV ファイル) を作成し環境省へ納品すること。

- e. オンライン調査システムからエクスポートしたデータを用いて、調査客体の名簿を自治体毎に作成する。

- f. 宛先不明として郵便局から返送された調査客体の名簿を自治体毎に作成する。

(キ) 集計、解析、報告書・調査結果一覧の作成 (11 月～3 月)

- a. オンライン調査システムからエクスポートしたデータを用いて、環境省担当官が指示する事項について集計を行い調査結果報告書の版下を、Word 形式、Excel 形式及び PDF 形式で作成する。なお、集計は誤りがないように厳重な確認を行うこと。この業務については、集計方法を効果的に実施する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

- b. 調査結果報告書のデータについて、環境省担当官の様式、形式等について確認を受け、了承を得ること。また、環境省担当官が調査票データ、集計データ等の確認を求めた場合は速やかに応じること。なお、環境省担当官から値につ

いて確認や修正を求めた場合には、必要に応じて値の修正等を行うこと。

- c. 調査結果報告書のデータについて、DVD-R に書き込みを行い、環境省に納入するとともに、共同利用システムからダウンロードが行えるよう登録を行う。
- d. (2)①の水質汚濁物質排出量総合調査に関する実施した内容の業務成果報告書を作成し、環境省に納入すること。
- e. 調査対象事業場から回答のあった回答情報（調査票の全項目を網羅したもの）については、Access 形式又は Excel 形式で一覧表として取りまとめを行い、環境省に納入すること。

②水質汚濁防止法等の施行状況調査

個別審査、集計、解析、報告書作成に係る業務を行うものとする。

ア 業務期間

毎年の4月1日から3月31日（平成29年においては契約締結日からとする。）

イ 環境省からの貸与物件

本調査における環境省からの貸与物件は以下の通りである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず環境省に返却すること。

- (ア) 調査票データ（平成28年度調査分）
- (イ) 集計用ファイル（平成28年度調査分）
- (ウ) 報告書（平成27年度調査分）

ウ 業務内容

本業務のうち本調査に係る業務は以下のとおりである。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の2工程とする。

- (ア) 調査票の審査、回答者への疑義照会、データ修正
 - (イ) 集計、解析、報告書の作成
-
- (ア) 調査票の審査、回答者への疑義照会、データ修正（7～8月）
 - a. 環境省が自治体から収集した調査票データについて、審査を行う。審査の結果、内容に疑義が生じた場合は、各自治体等に対して照会を行い、訂正があればデータを修正する。なお、照会は環境省が実施する。
 - b. 審査及び修正が完了した調査票データは集計用ファイルに収録する。集計用ファイルは環境省が貸与した平成28年度分のファイルを基に作成する。
 - (イ) 集計、解析、報告書の作成（9月～11月）
 - a. 審査及び修正が完了した調査票データから、環境省担当官が指示する事項について集計を行い調査結果報告書の版下を、Word形式、Excel形式及びPDF

形式で作成する。集計するデータは、誤りがないように厳重な確認を行うこと。この業務については、集計方法を効果的に実施する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。なお、参考として以下の環境省ホームページに過年度の調査結果報告書を掲載しているため、参照のこと。

(http://www.env.go.jp/water/impure/law_chosa.html)

- b. 調査結果報告書のデータについて、環境省担当官の確認を得て了承を得る。また、環境省担当官が調査票データ、集計したデータ等の確認を求めた場合は速やかに応じること。なお、その際、環境省担当官から値について確認や修正を求めた場合には、必要に応じて値の修正等を行うこと。
- c. 調査結果報告書のデータについて、DVD-R に書き込みを行い、環境省に納入するとともに、共同利用システムからダウンロードが行えるよう登録を行う。
- d. (2).②の水質汚濁防止法等の施行状況調査に関する実施した内容の業務成果報告書を作成し、環境省に納入すること。

(3) 業務の引継

環境省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に十分な引継ぎを行うものとする。また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、環境省は「8. (1) 報告について」等を基に次期事業者（平成 34 年度以降の事業）へ引き継ぎを行うこととするが、必要に応じて、環境省が業務終了前に民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料の作成及び提出を求めた場合には、民間事業者はこれに応じること。

(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務の遂行に当たって、確保されるべき質として求められるものは以下のとおりである。確保される質の評価に当たっては、①回収率と②結果の正確性を踏まえ、民間事業者の業務実施状況を総合的に評価することとする。

① 目標回収率

水質汚濁物質排出量総合調査において、各年度の調査票の回収率は 80%程度を目標とする。このため、調査協力依頼及び督促については、これが効果的に行われなければならない。また、照会対応については、これが適切に行われなければならない。

② 結果の正確性

両調査において、一連の業務を通して、各年度の結果の正確性が確保されなければならない。このため、各調査の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務が適正かつ確実に履行されなければならない。

(5) 業務に関する留意事項

- ① 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、

電話、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所等を用意すること。

② 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、環境省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務履行時間内（平日の 9:30～18:15）においては、速やかに環境省との連絡・調整が取れる状態を保つこととし、環境省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

③ 民間事業者は、水質汚濁物質排出量総合調査の実施時には、環境省からの請負業務として実施している旨を明確にし、調査票の送付、受付・回収、督促、照会対応を実施する。なお、調査客体へ送付する「依頼文」及び「封筒」については環境省名義のものを環境省において準備する。ただし、調査票の返送先は民間事業者であり、調査客体からの調査票の返送先を確保するとともに、返信用封筒については民間事業者において準備すること。

7. 本業務の実施期間

平成29年7月7日～平成34年3月31日

8. 契約相手方（落札者）が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告について

① 本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、以下について、定期的に環境省に報告する。各々の提出様式及び定期的な提出時期については、環境省が民間事業者とあらかじめ協議の上決定する。その際、民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつ、件数や内容を的確に把握するとともに、時系列的な推移等、各工程の遂行の成果が明らかになるようにする。

ア 水質汚濁物質排出量総合調査

(ア) 事業所名簿の修正・更新・重複チェックの状況

(イ) 調査票の送付・回収・督促の状況

(ウ) 調査客体からの照会対応の状況

(エ) 調査票の審査・疑義照会の状況

(オ) 入力データのチェックの状況

(カ) 報告書版下の修正の状況

(キ) 報告書の送付状況

イ 水質汚濁防止法等の施行状況調査

(ア) 調査票データの審査・疑義照会の状況

(イ) 報告書版下の自治体等への内容確認照会及び修正の状況

(ウ) 報告書の送付状況

② 環境省は、民間事業者から受けた上記報告内容を整理した上で、その概況を調査年

の翌年5月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

環境省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次の①、②によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類及びその他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。立ち入り検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

① 民間事業者への電話（適宜）

環境省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを調査する場合がある。

② 調査客体への電話（適宜）

環境省から水質汚濁物質排出量総合調査の調査客体に電話し、直接質問することにより、督促や疑義回答等が適切に行われていたか確認を行う場合がある。

(3) 指示について

環境省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、環境省に対して助言・協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して環境省が開示した情報等（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき請負者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、7.に定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなけ

ればならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする時には、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 公正な取り扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、調査客体の取り扱いについて、自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「環境省水・大気環境局水環境課」、「水質汚濁物質排出量総合調査」や「水質汚濁防止法等の施行状況調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料等において列挙される事業内容や受託業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自らが行う業務が水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

⑥ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を保管し、業務終了後、環境省に提出しなければならない。

⑦ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧ 実施状況の公表

民間事業者は、業務の実施状況を公表しようとする時は、あらかじめ環境省担当官の確認を受けなければならない。

⑨ 再委託

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、

原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は上記イ又はウにより再委託を行う場合には、民間事業者が環境省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、上記（４）「秘密の保持」及び本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記アからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑩ 契約内容の変更

民間事業者及び環境省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

⑪ 契約の解除等

環境省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

イ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑫ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省とが協議するものとする。

9. 請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

（１）環境省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額

（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（2）請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該請負者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。